

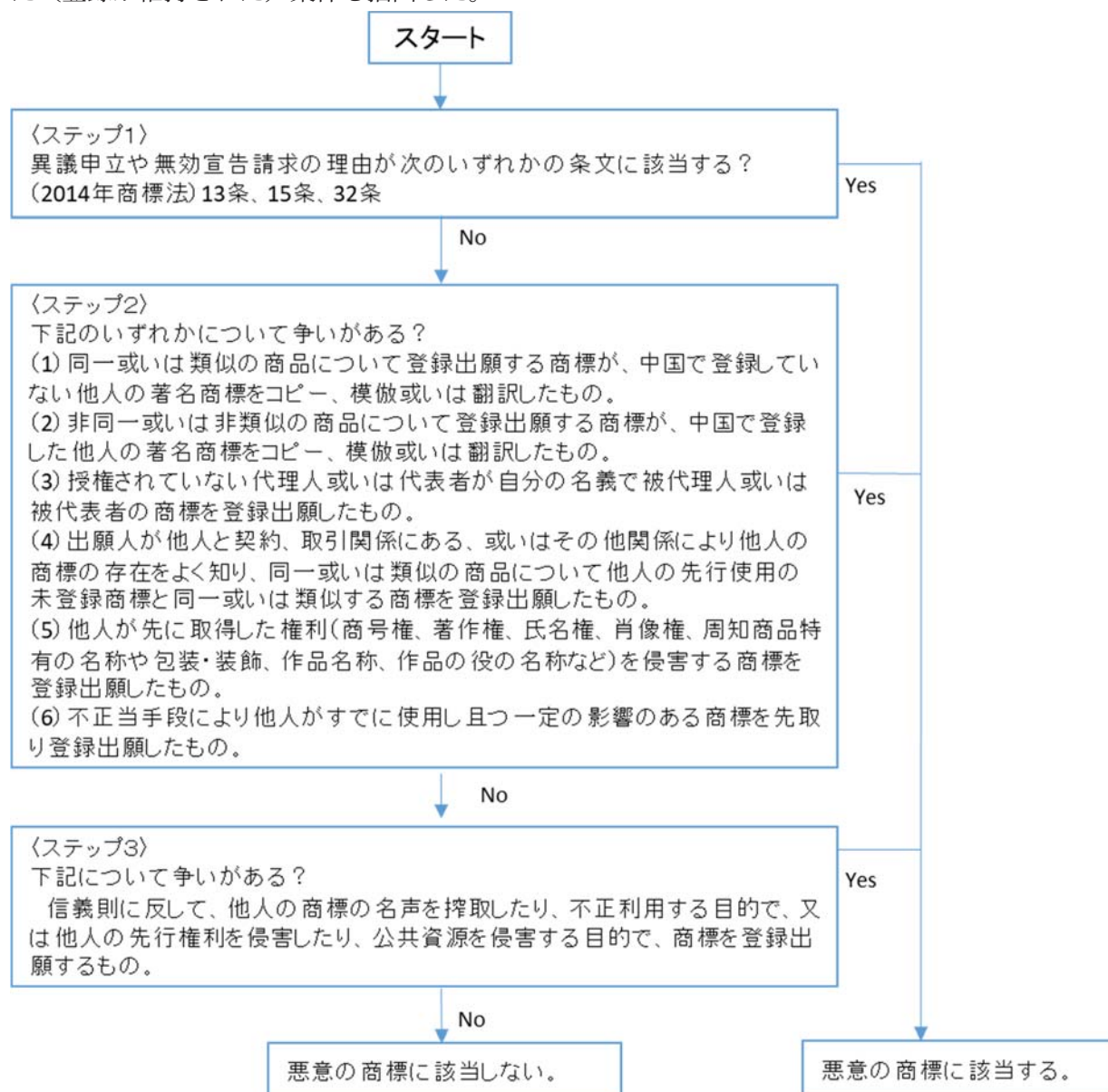
II. 中国悪意の商標調査

1. 調査目的

中国における悪意の商標に関する実態を把握するために調査分析を行う。

2. 調査分析方法

判決日が2012年7月1日から2017年6月30日までの商標行政訴訟案件（異議申立、無効宣告請求）の中から下記フローに示す基準（TM5 資料¹を参照して作成）に基づいて悪意の商標を抽出した。また、訴訟で悪意の商標に認定された（登録が取消された）案件だけではなく、悪意の商標に認定されなかった（登録が維持された）案件も抽出した。



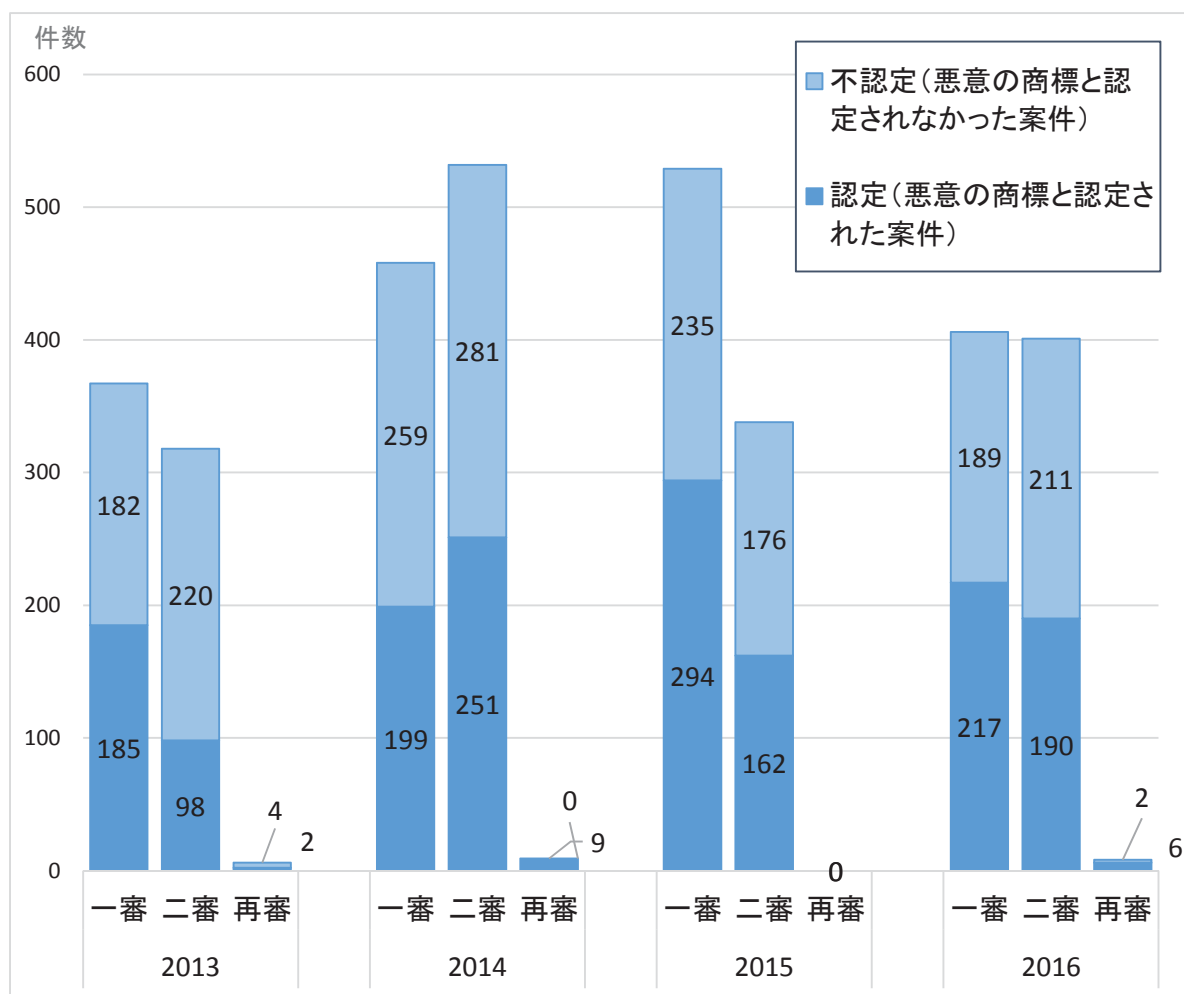
¹ Continuation/Expansion of Bad Faith 3. Report on "Laws and Examination Guidelines/Practices of the TM5 Offices against Bad-Faith Trademark Filings" Chapter 1: Outline of Systems and Practices of the TM5 Offices against Bad-faith Trademark Filings Page15~16
<http://tmfive.org/continuationexpansion-of-bad-faith-project-2-2-2-2/>

3. 調査結果

(1) 各年の案件数

各年の審級別案件数を下記の図に示す。案件数は判決日をベースに算出した。同一事案で複数の審級があった場合、各審級でそれぞれ件数を算出した。なお、一審判決日が不明の案件あったが、当該案件の二審があって、その受理日が判明している場合、二審受理日の2カ月前の日を一審判決日として算出した。

【図Ⅱ-1-1】各年の審級別案件数

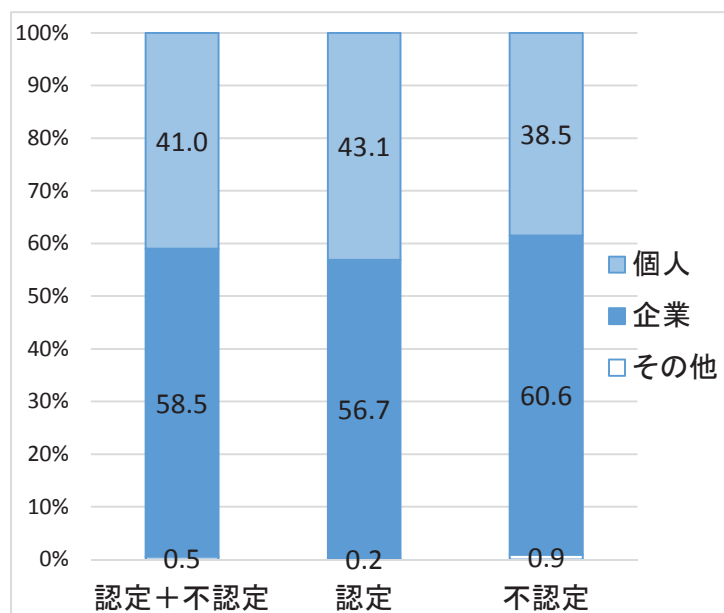


悪意の商標に関して訴訟で争われている案件（悪意の商標に認定された案件と認定されなかった案件とを併せた件数）は、一審、二審共に年間300～500件くらいである。また、悪意の商標に認定された案件と認定されなかった案件との割合が半々くらいの傾向が続いている。

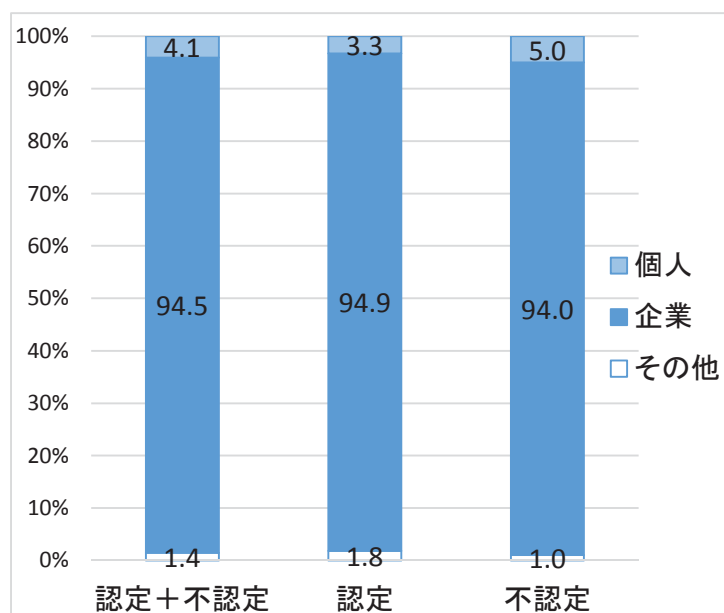
(2) 当事者の属性分析 1

当事者（商標権者、申立人）を「個人、企業、その他」に分け、それぞれの割合を下記の図に示す。なお、個人経営者は個人に分類した。

【図Ⅱ-2-1】当事者（商標権者）の「個人、企業、その他」の割合



【図Ⅱ-2-2】当事者（申立人）の「個人、企業、その他」の割合

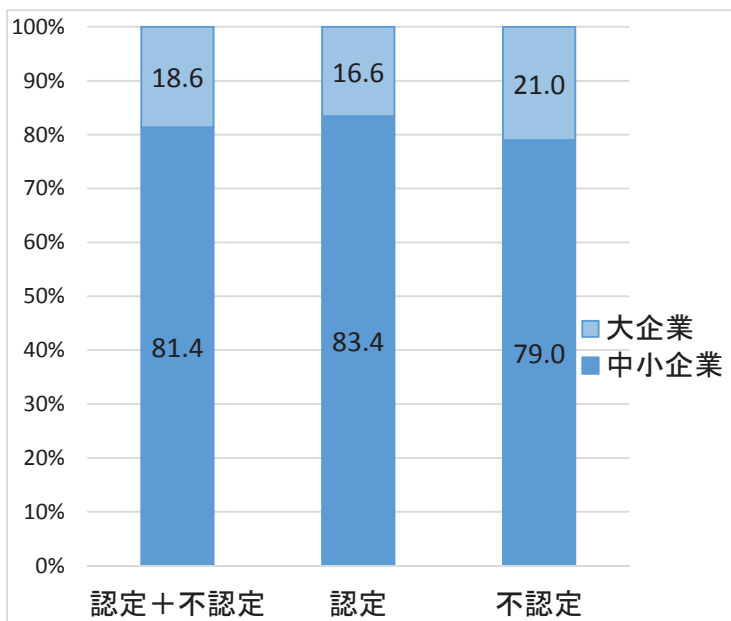


商標権者は個人が4割くらいで企業が6割くらいであるのに対して、申立人はほとんどが企業である。

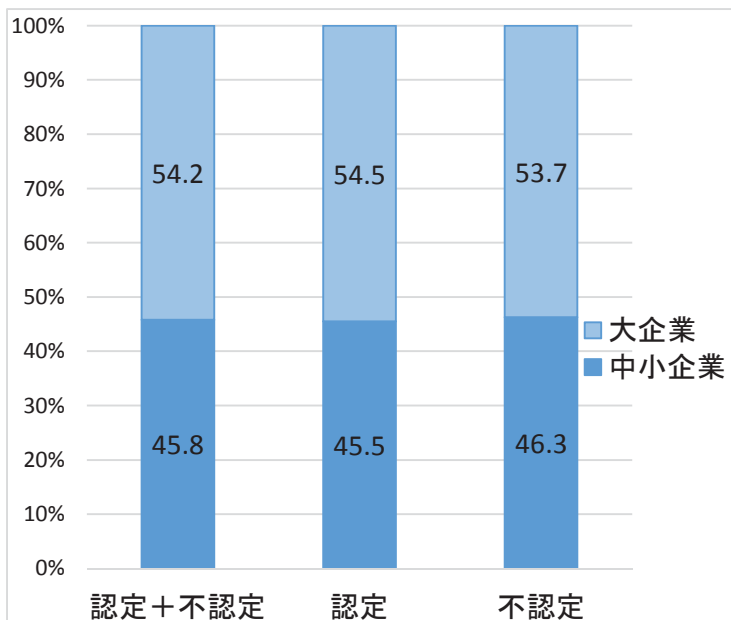
(3) 当事者の属性分析 2

前記Ⅱ. 3. (2) で企業に分類した当事者（商標権者、申立人）を「大企業、中小企業」に分け、それぞれの割合を下記の図に示す。大企業と中小企業の区分については、中国の工商情報データに基づいて、登録資本資金が 5000 万元以上であれば大企業、登録資本金 5000 万元以下であれば中小企業に分類した。なお、企業情報が非公開のため、分類できなかった企業もあった。

【図Ⅱ-3-1】当事者（商標権者）の「大企業、中小企業」の割合



【図Ⅱ-3-2】当事者（申立人）の「大企業、中小企業」の割合

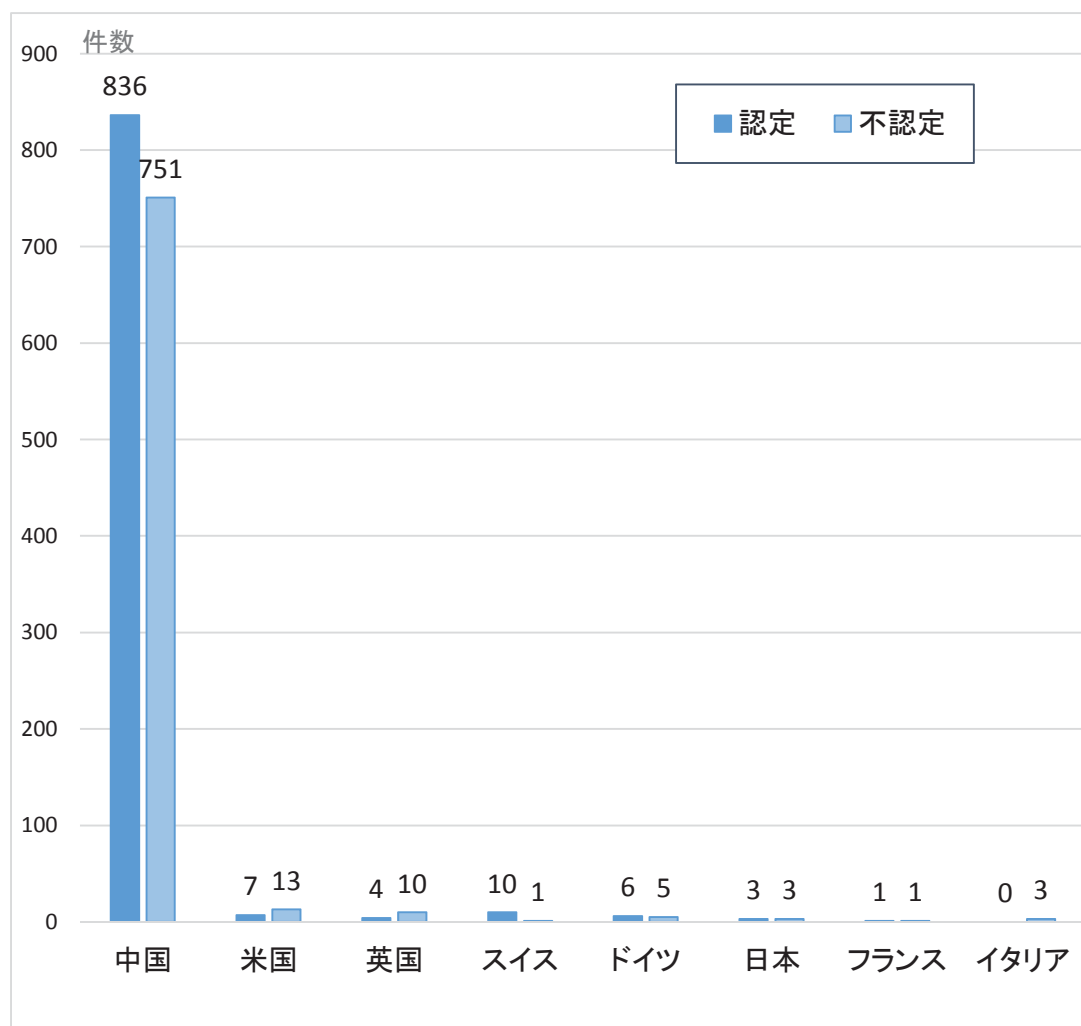


商標権者については大企業よりも中小企業の割合が非常に高いのに対して、申立人については中小企業よりも大企業の割合がわずかに高い。

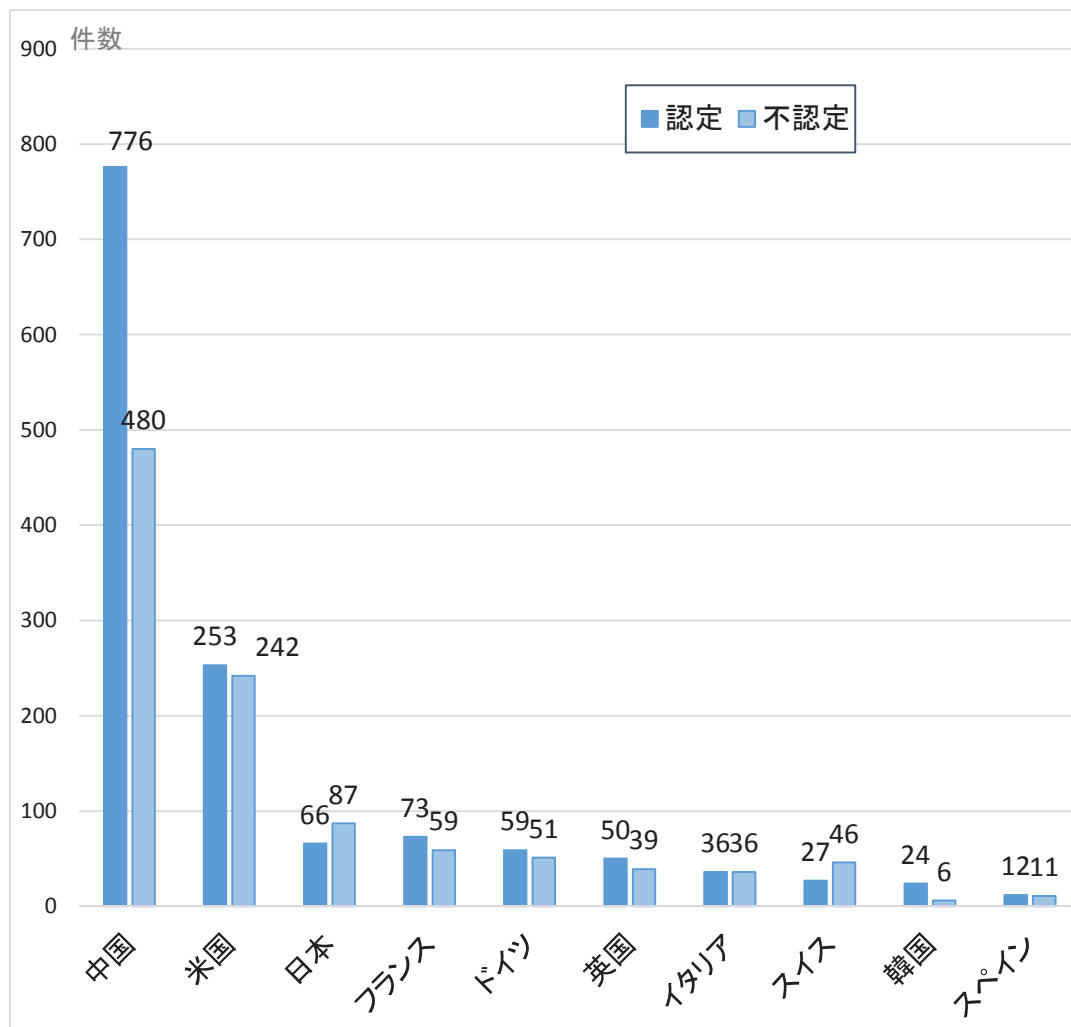
(4) 当事者の属性分析 3

当事者（商標権者、申立人）の国籍別件数を下記の図に示す。集計対象は企業のみとした。また国籍は、中国の工商情報データに基づき、対象企業の投資元企業の国籍とし、投資元企業の国籍が不明の場合、対象企業の住所に基づく国籍とした。また、同一事案で複数の審級があっても1件として統計した。なお、企業情報が非公開のため、国籍が不明の企業もあった。

【図Ⅱ-4-1】当事者（商標権者）の国籍別件数



【図Ⅱ-4-2】当事者（申立人）の国籍別件数

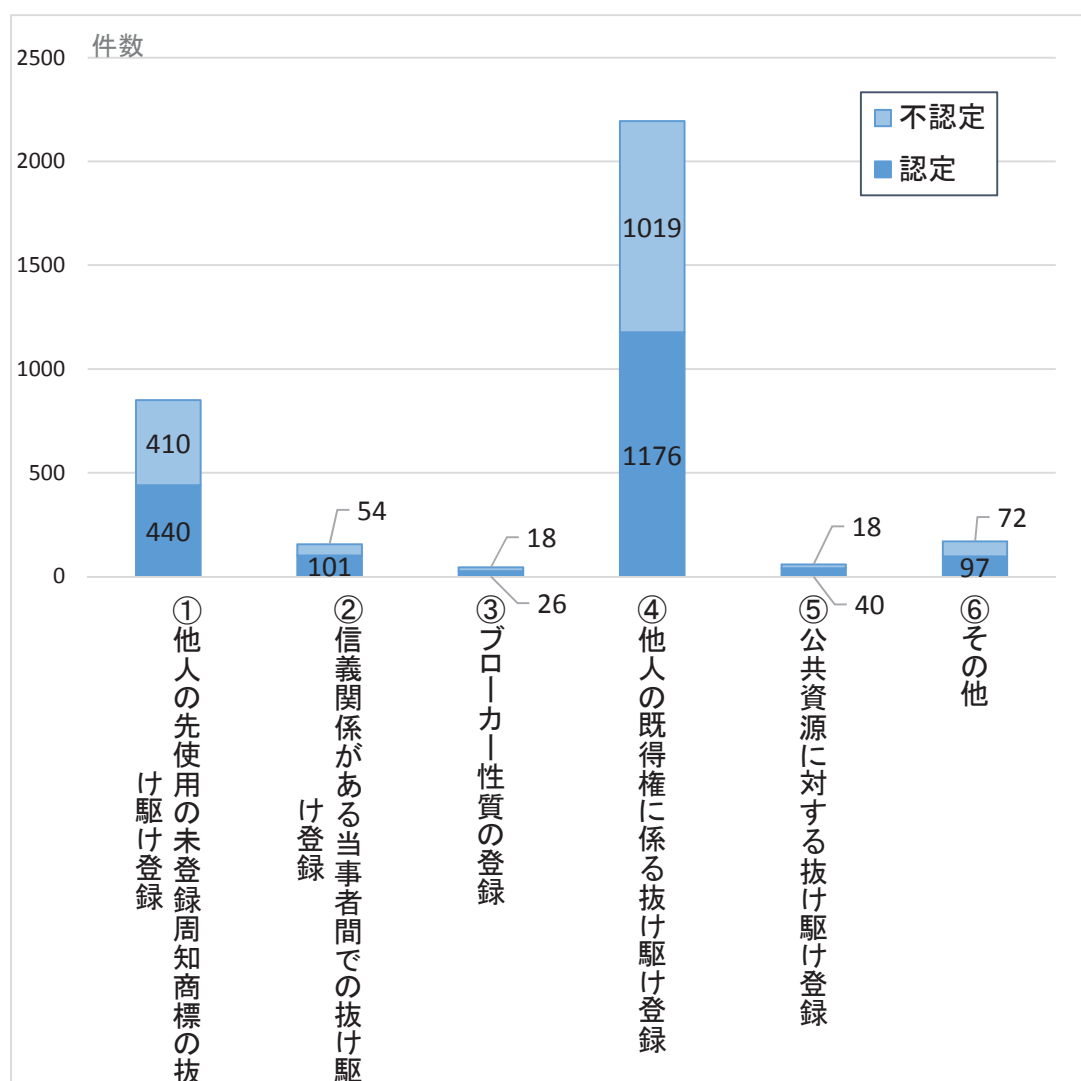


商標権者については中国が圧倒的に多い。申立人についても中国が最も多いが、中国以外からの申立も多い。中国以外で最も多いのが米国で、次いで日本、フランス、ドイツ、英国などが続いている。

(5) 悪意の商標の類型別分析 1

悪意の商標の類型別件数を下記の図に示す。悪意の商標の類型には、北京知識産権法院が公表した類型²などがあるが、今回の調査では中国社会科学院 知識産権センターの張鵬 助理研究員が作成した類型を使用した。また、各類型への分類は判決文に記載された申立人の主張に基づいて実施した。なお、一つの案件が複数の類型に該当する場合もある。

【図Ⅱ-5-1】悪意の商標の類型別件数



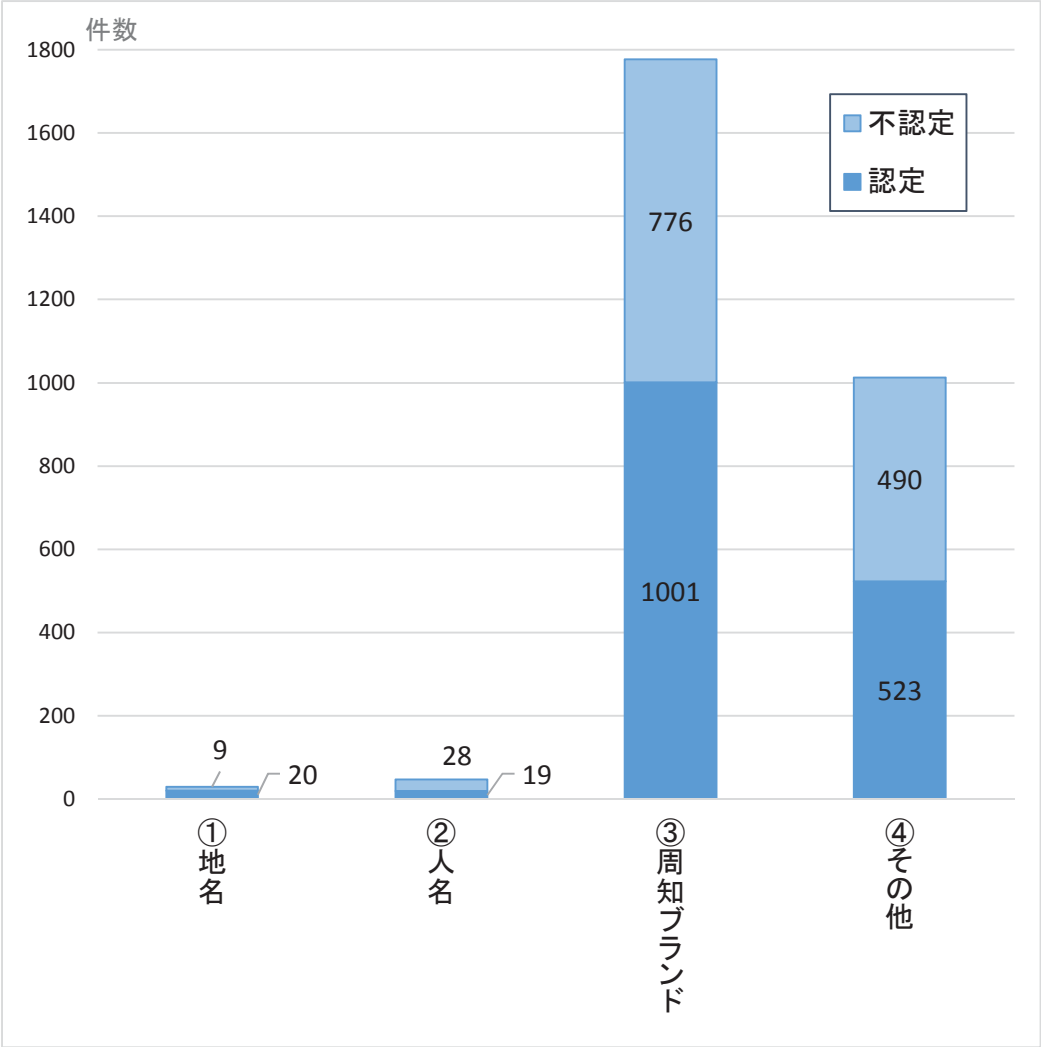
ここでは、「他人の既得権に係る抜け駆け登録」の類型が最も多く、既得権として商号権、氏名権、著作権などがあった。

² https://mp.weixin.qq.com/s/Es9d1nw8NWH_z9sfW0etLQ (最終アクセス日：2017年9月28日)

(6) 悪意の商標の類型別分析 2

前記Ⅱ．3．(5)で示した類型とは異なる類型を作成し、その類型別の件数を下記の図に示す。なお、一つの案件が複数の類型に該当する場合もある。

【図Ⅱ-6-1】悪意の商標の類型別件数

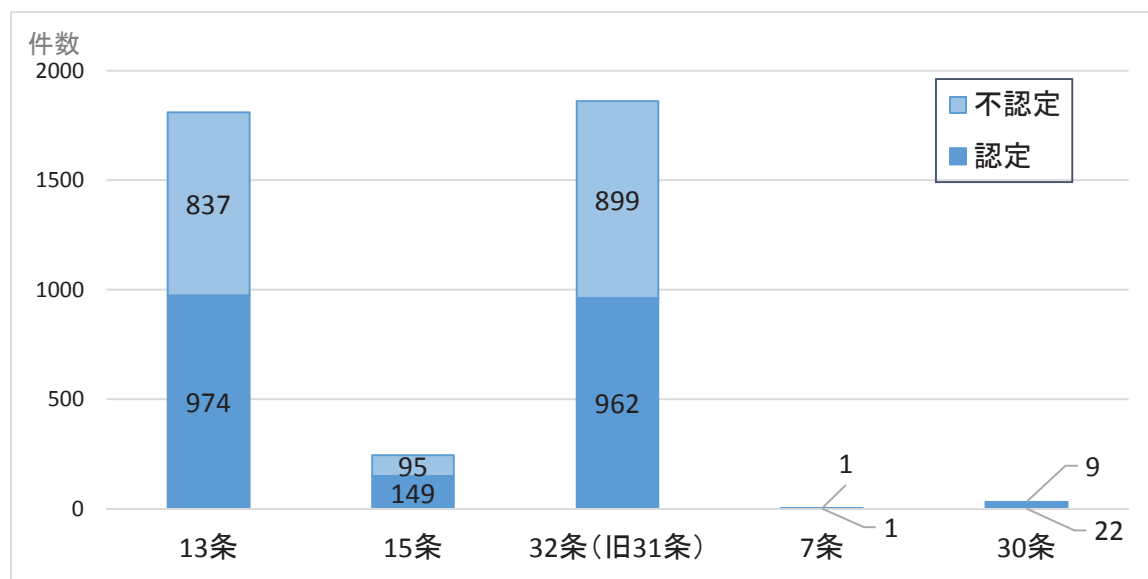


ここでは、「周知ブランド」の類型が最も多く、「地名」や「人名」を含む悪意の商標の類型は少なかった。

(7) 根拠条文分析

異議申立又は無効宣告請求の理由の根拠条文別件数を下記の図に示す。なお、案件によっては複数の条文を根拠にする場合もある。

【図 II-7-1】悪意の商標の根拠条文別件数

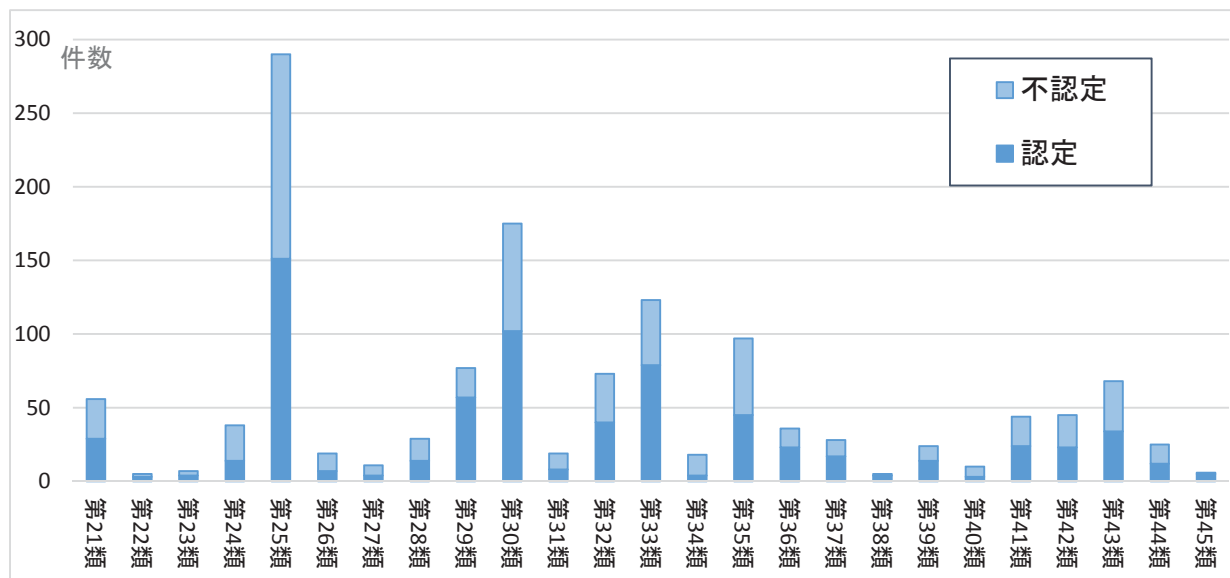
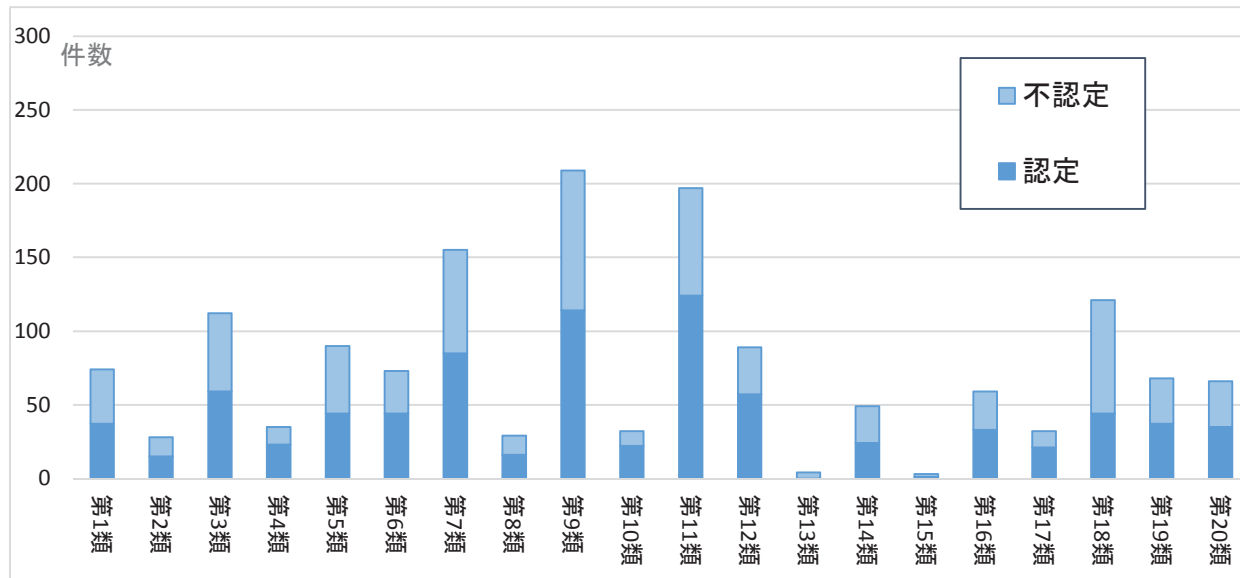


異議申立又は無効宣告請求の理由の根拠条文としては、中国商標法 13 条と 32 条が多かった。

(8) 指定商品・指定役務分析

悪意の商標の指定商品・指定役務別件数を下記の図に示す。

【図Ⅱ-8-1】 悪意の商標の指定商品・指定役務別件数



悪意の商標の指定商品・指定役務で最も多かったのは25類（被服及び履物）で、次いで9類、11類が多かった。

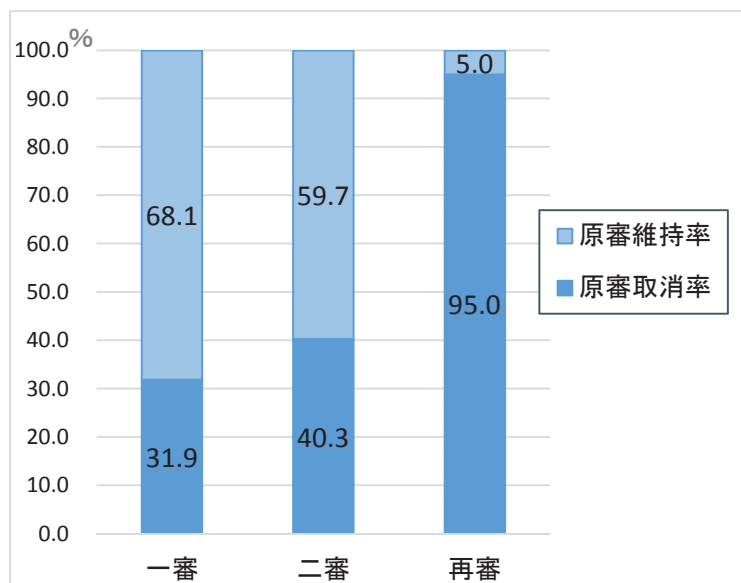
(9) 原審維持率・取消率分析

原審維持率・取消率を下記の図に示す。調査対象案件を原審（商標審査委員会の審決）で登録維持された案件と登録取消された案件とに分け、それぞれにおいて、訴訟の審理結果が原審維持であった割合と原審取消であった割合とを算出した。原審維持率・取消率は、以下の式で計算した。

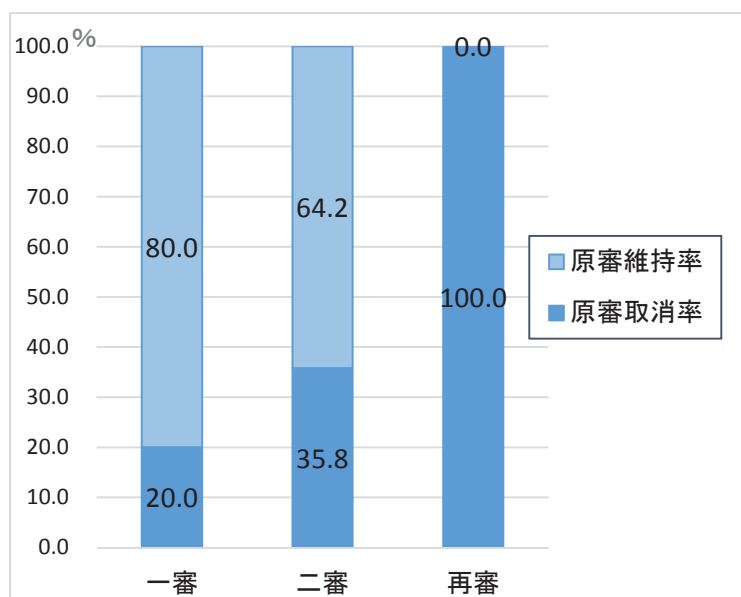
原審維持率＝原審維持件数／（原審維持件数＋原審取消件数）

原審取消率＝原審取消件数／（原審維持件数＋原審取消件数）

【図Ⅱ-9-1】 原審において登録維持された案件の原審維持率・取消率



【図Ⅱ-9-2】 原審において登録取消された案件の原審維持率・取消率

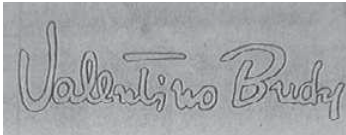


一審と二審については、原審取消よりも原審維持の割合が高かった。また、一審、二審、再審と審級が上がるにつれて原審取消の割合が高くなり、再審ではほとんどが原審取消されている。

(10) 事例紹介

前記3.(5)で示した類型ごとに悪意の商標に認定された案件の代表事例を下記の表に示す。

【表Ⅱ-10-1】類型別の代表事例

類型	判決番号	悪意の商標	申立人が提出した証拠
①他人の先使用の未登録周知商標の抜け駆け登録	(2010)一中知行初字 2861 号		「VALENTINO BUDY」(商標)
②信義関係がある当事者間での抜け駆け登録	(2014)行提字 3 号	LehmanBrown	
③ブローカー性質の登録	(2015)高行(知)終字 23 号	YouTube	
④他人の既得権に係る抜け駆け登録	(2013)高行終字 2402 号		「T D K」(商号権)
⑤公共資源に対する抜け駆け登録	(2016)京行終 557 号	灯 都	広東省中山市古鎮は「灯都」と呼ばれている